

青森県報

第三千五百七十八号

平成二十四年

八月十五日

(水曜日)

目 次

告 示

- クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……………(保健衛生課) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 基本測量の実施……………(監 理 課) ……二
- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……二

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 選挙管理委員会……………(同) ……四

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事 務 局) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……五
- 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同) ……五
- 監査委員……………(同) ……五
- 監査結果に対する措置の公表……………(事 務 局) ……六

告 示

青森県告示第六百二十三号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)を次のとおり指定したので告示する。

平成二十四年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 主催者の住所及び名称
東京都港区新橋六丁目八の二
財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十四年九月二日(日) 午後一時から午後五時まで	むつ市本町二の七 はねやホテル
平成二十四年十月十四日(日) 午後一時から午後五時まで	八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館
平成二十四年十一月十八日(日) 午後一時から午後五時まで	上北郡東北町字乙供五八 青森原燃テクノロジーズセンター
平成二十四年十二月九日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市中央三丁目二〇の三〇 県民福祉プラザ

2 講習

日 時	場 所
平成二十四年九月二日(日) 午後一時から午後五時まで	むつ市本町二の七 はねやホテル
平成二十四年十月十四日(日) 午後一時から午後五時まで	八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館
平成二十四年十一月十八日(日) 午後一時から午後五時まで	上北郡東北町字乙供五八 青森原燃テクノロジーズセンター

三 受講対象者

1 研修

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師
講習

2 講習
県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

四 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

五 受講料

1 研修受講料 五千円

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第六百二十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十四年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名 称	所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人みちのく福祉会	むつ市大字奥内一丁目大室平九一の	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	むつ市大字奥内一丁目大室平九一の	平成二十四・八・一	

青森県告示第六百二十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（電子基準点付属標高取付業務）

二 作業期間

平成二十四年十月一日から平成二十五年三月八日まで

三 作業地域

下北郡大間町
下北郡風間浦村
下北郡佐井村

青森県告示第六百二十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

むつ市大畑町湊村八八

田村商事株式会社

二 指定年月日

平成二十四年七月二十七日

三 売りさばき場所

むつ市大畑町松ノ木二二〇の一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 プラスタラークドウ
- 二 氏名 工藤 義昭
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市桜木町四四の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第二〇〇一一五号
- 五 取消年月日 平成二十四年六月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十四年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 さくら工業
 - 二 氏名 工藤 正樹
 - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字十腰内字野中二八三
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一六九三七号
 - 五 取消年月日 平成二十四年七月二日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十四年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社グリーンライフみちのく
- 二 代表者の氏名 太田 トモ子
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石川字平岡一六六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第二〇〇五一一号
- 五 取消年月日 平成二十四年七月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十四年六月三十日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東北東京鐵鋼株式会社
- 二 代表者の氏名 櫻井 憲一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字海岸四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第三〇〇三二三号
- 五 取消年月日 平成二十四年七月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、とび・土工、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年六月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社佐幸建設

二 代表者の氏名 佐々木 幸吉

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字金屎三五の七

四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第七九三八号

五 取消年月日 平成二十四年七月九日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、左官、石、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、しゅんせつ、塗装、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年七月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社林塗装

二 代表者の氏名 林 孝之

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字櫛引字櫛引一四の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一七二五二号

五 取消年月日 平成二十四年七月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年八月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
国民の生活が第一青森県参議院選挙区第1総支部	平山 幸司	中野 美智	青森市大字大野字前田六二の九	参議院議員	平成二四・七・二五

国民の生活が 第一青森県第 1区総支部	横山 北斗	地口あゆみ	青森市古川三丁 目二二の三	衆議院	二〇・七・二六
---------------------------	-------	-------	------------------	-----	---------

政治団体の 名称	代表者 氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の 所在地	年月日 出
民主党青森県 つ市支部	菊池 憲太郎	中里 優子	むつ市大字田名 部字品ノ木三四 の六	平成 二〇・七・九

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年八月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	年月日 出
自由民主党青森県 理容支部	代表者 工藤 則保	平成 二〇・七・五
代表者 山本 一男	異動事項 新	年月日 出
代表者 工藤 則保	異動事項 旧	年月日 出

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	年月日 出
日本薬業政治連盟 青森県支部	主たる事務 所の所在地	平成 二〇・七・四
代表者 糟谷 幸永	異動事項 新	年月日 出
代表者 上野 仁	異動事項 旧	年月日 出

日本原燃労働組合 政治連盟	会計責任者 和田 晃久	佐藤 拓馬	二〇・七・二六
菊池けんたろう後 援会	主たる事務 所の所在地	むつ市大字田名 部字品ノ木三四 の六八	二〇・七・九
代表者 和野 一	異動事項 新	年月日 出	
代表者 沢藤 一雄後援会	異動事項 旧	年月日 出	

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年八月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
ふじみらい会	平成三・三・三	平成四・七・五
松森嵩後援会	二〇・七・五	二〇・七・六
西野陽一後援会	二〇・三・一	二〇・七・一〇
沢藤一雄後援会	二〇・三・三	二〇・七・九

青森県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年八月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭